

J A M 政策NEWS

2004年11月17日 第2005-20号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL: syakai@jam-union.or.jp

「時短促進法見直し」の骨子（素案）示される

11月16日、労働政策審議会労働条件分科会（JAMから小山副書記長が委員として参加）が開催され、時短促進法の見直しについて厚労省からまとめの骨子（素案）が示されました。政策ニュース2005-8号で既報の通り、同分科会では9月からこの問題について審議が行われてきましたが、今回は厚労省から示された素案をもとに、まとめに向けた議論が交わされました。

小泉政権で大きな政策転換

そもそも政府は、国の中期経済政策のなかで、年間総実労働時間1800時間達成を目標に掲げ、時短促進法もこの目標のもとに、時限立法として制定されました。しかし、2002年1月に閣議決定された「構造改革と経済財政の中期展望（いわゆる骨太方針）」によって、年間総実労働時間1800時間の数値目標を含めたそれまでの経済政策を終了させてしまいました。

「1800時間」が法律から消える？

このままでは、2006年までの時限立法である時短促進法は廃止になってしまいます。そこで、厚労省としては時短促進法を抜本的に改正することによって、「年間総実労働時間1800時間」という目標に向けて計画的に時短を進めるための法律から、「労働者の健康や生活に配慮した労働時間等の改善を進めるための法律（労働時間等設定改善法（仮称））」に変えようということです。

今回示された素案の主な内容は次の通りです。

1. 労働時間短縮推進計画

現行の時短推進計画に代えて、法に基づき厚生労働大臣が指針（労働時間等の設定の改善に関する指針）を定め、これを参考として個別労使が実情に応じた自主的な改善の取り組みを行う。

指針の内容として例えば：

- ・長時間労働者に対する事後措置等、健康の保持に係る事項
- ・育児・介護や自己啓発を行う労働者のニーズに見合った労働時間等の設定のための事項
- ・計画的付与制度など年次有給休暇の取得促進、など

2. 労働時間等の設定改善の実施体制

現行の時短推進委員会の設置に代えて、「労働時間等の設定の改善を図るための委員会」の設置に努めなければならないとする。

3. 事業主等への支援措置

労働時間等の設定の改善に向けた事業主等に対する国の支援策として何らかの措置を講ずる。

4. その他

上記2の「労働時間等の設定の改善を図るための委員会」の設置が困難な事業場については、衛生委員会で一定の要件を満たすものを同委員会としてみなすことができる。

労働時間短縮の取り組みは引き続き必要

労働側委員は、この素案を「現実的に時短を進める措置」として前向きに受け止めるという考え方で議論に参加。その中で、労働時間短縮の取り組みが引き続き行われるべきであることを強調し、この改正が労働時間短縮の方向を否定するようなメッセージにならないよう、文章上の整理を求めました。

今後は、中小への支援策の充実、指針の内容の強化、労使合意に基づく計画の策定と実施などをいかに担保するかが課題となります。